

平成 20 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 OBARA株式会社
代表者名 代表取締役社長 持田 律三
(コード番号 6877 東証第1部)
問合せ先 取締役 小原 康嗣
(TEL. 0467 - 76 - 2000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 20 年 11 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行および株主への利益還元を目的として、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1)取得対象株式の種類: 当社普通株式
(2)取得しうる株式の総額: 1,800,000 株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.65%)
(3)株式の取得価額の総額: 1,000 百万円(上限)
(4)取 得 方 法: 市場取引
(5)取 得 期 間: 平成 20 年 11 月 11 日～平成 21 年1月 23 日

(ご参考) 平成 20 年9月 30 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 20,805,068 株
自己株式数 64,312 株

以上